

令和7年度 Shizuoka スポーツ・オープン・イノベーション・プラットフォーム 参加促進のためのマッチングコーディネーター業務委託仕様書

1 要旨

(1) 現状と背景

国では、「日本再興戦略 2016」において、スポーツ産業の市場規模を 2015 年 5.5 兆円から 2025 年までに 15 兆円へ拡大することを掲げ、スポーツの成長産業化を推進している。

本県は多くのプロスポーツチームが本拠地を有するとともに、ものづくり産業を中心とした企業集積が進み、スポーツの成長産業化に向けた条件が整っている。また、スポーツ成長産業化のためには、新しくスポーツビジネスを創出することが必要不可欠であり、本県が有する多種多様な地域資源と県内外の企業・スタートアップが持つ力を融合させることが重要である。

(2) 事業の目的

オール静岡でスポーツの成長産業化を推進するため、スポーツに関係する多くの主体が集う、「Shizuoka スポーツ オープン イノベーション プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」)を構築する。

プラットフォームを核としたオープンイノベーションを促進し、県内のスポーツ資源(スポーツチーム・スポーツ施設等)とスタートアップを結び付け、新たなスポーツビジネスを創出する。

このプラットフォーム設置目的を果たすため、県内のスポーツチームとスタートアップ等との連携を促すコーディネート業務を委託する。

2 業務委託の期間

契約の日から令和8年3月24日(火)まで

3 業務の概要

- (1) プラットフォームへの参加促進に関すること
- (2) 集客促進イベントに関すること

4 業務の内容

次の業務を企画、調整及び実施すること。

なお、経費の支出に当たっては、「7 委託事業費に係る留意事項」に留意すること。

(1) プラットフォームへの参加促進に関すること

ア 概要

区 分	内 容
概 要	プラットフォームへのスタートアップ、企業、団体等への勧誘活動
配置人数	1 名 (交代で複数配置も可能)

配置形態	指定なし ※兼業も可能
業務内容 (R7)	主にふじのくにSEAsの会員以外を対象に、以下の業務を実施 なお、以下に限らずプラットフォームへの参加促進につながる事項があれば活動すること。 (ア) 情報収集・勧誘活動 ・スポーツビジネスに関心のある企業情報の収集、プロスポーツチームの課題・ニーズの把握と関係機関の橋渡し ・首都圏スタートアップへの企業訪問・勧誘 (イ) 実証フィールド選定 ・本県のスポーツ資源を、課題を抱えるプロスポーツチームやスタートアップ等へ紹介 なお、以下の業務については、SHIP運営者と連携し、橋渡しをすること。 (ウ) 資金調達支援 (エ) 事業戦略磨き上げ
期 間	契約の日から令和8年3月24日（火）まで
R 7 取組目標	別途契約するプラットフォーム事務局受託者と連携しながら、以下の目標達成に向けて取り組む。 プラットフォームへの参加企業数を 50 者獲得すること。 ・ふじのくに SEAs の会員を誘致することも可能 ・スタートアップ（県内外）も含む
その他	・SHIP運営者、その他の県事業と連携して活動すること。 ・1ヶ月ごと定例会を実施（開催時期は別途協議） ・そのほか必要な都度打ち合わせを行う ・毎月の活動実績を翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに県に報告すること。（3月分は31日までとする。）

イ 納品物

区 分	内 容
納品物	・イベント等の開催時の資料、写真 ・実施報告書（実施日、施策概要、参加状況、参加者意見）

(2) 集客促進イベントに関すること

区 分	内 容
概 要	プラットフォームの集客促進イベントの企画運営への助言と参加
日時・場所	別途協議
業務内容	・プラットフォームの運営事務局受託者が主催する集客促進イベントへの助言・参加

その他	・企業やスタートアップの参加促進活動を行うことも可能 ・企画運営の調整状況や、活動実績を翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに県に報告すること。（3月に実施した場合は、31日までとする。）
-----	--

5 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。また、別途経済産業部が発注する「令和7年度バーチャルサテライトキャンパスを核としたイノベーション拠点「SHIP」ソフト事業及びスタートアップ支援相談窓口業務委託」受託者及びその他県が主催する各事業と連携すること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (5) 本業務は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる予定の業務であるため、その場合は会計検査院による会計実地検査の対象となる。
- (6) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。

7 委託事業費に係る留意事項

- (1) 経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合せて5年間保管すること。

費 目	内 容
人 件 費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
報 償 費	講師に支払う謝金及び旅費。
消 耗 品 費	取得価格が税込み 10 万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため、留意すること。
備 品 購 入 費	本業務では対象外。 パソコン等や税込み 10 万円以上の機械・機器等を調達する必要がある

	ある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。
食 糧 費	講座の講師等へのお茶代のみ対象。参加者やスタッフの飲食費は対象外。
役 務 費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
使用料・賃借料	本業務の実施に当たり、新たに事務所等を借用する場合は、対象となるが、既に借用している事務所等の一部を活用する場合は、本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
工 事 請 負 費	本業務では対象外。

- (2) 支出経費に対して疑義がある場合は、県スポーツ政策課まで確認すること。